

## 伊勢原市社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年伊勢原市告示第 号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、市が実施する社会福祉法人に係る指導監査結果の概略、社会福祉法人の概要（以下「指導監査結果等」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開の目的)

第2条 指導監査結果等の公開は、市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性・透明性の高い市政を推進するとともに、福祉サービスを利用しようとする者が福祉サービスを提供する事業者に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資すること及び社会福祉法人の運営状況を公開することにより当該社会福祉法人の健全な運営を促すことを目的とする。

(公開する情報)

第3条 市長は、次に掲げる情報を公開するものとする。

(1) 社会福祉法人の概要

- ア 名称
- イ 所在地
- ウ 電話番号
- エ 代表者及び役員の氏名
- オ 当該社会福祉法人が実施する社会福祉事業

(2) 設置運営する施設の概要

- ア 施設の種類
- イ 施設名
- ウ 事業開始年月日
- エ 所在地
- オ 定員

(3) 指導監査結果の概略

- ア 施設名
- イ 実施年月日
- ウ 実施区分
- エ 文書指摘の内容
- オ 改善状況

2 市長は、前項第1号に掲げる情報を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条第1項の規定に基づき社会福祉法人から毎年度提出される現況報告書に基づき公開するものとする。

3 第1項第3号ウに掲げる事項は要綱第10条第1項の規定により文書で通知した文書指摘事項（以下「指摘事項」という。）の概略を、同号エに掲げる事項は指摘事項に対する改善状況を掲載するものとする。

4 第1項第1号から第3号までに掲げる情報は、指導監査結果概略書（第1号様式。以下「概略書」という。）に必要な事項を記載し、掲載するものとする。

(公開の時期)

第4条 公開の時期は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項は、当該年度の4月1日現在の情報を当該年度の10月1日を目途に公開する。

(2) 前条第1項第3号に掲げる事項は、当該年度の3月末日までの情報を翌年度の10月1日を目途に公開する。

(公開の方法)

第5条 公開は、市のホームページに3年度分掲載することにより行う。

(公開に関する事務処理)

第6条 市長は、第3条第1項第3号オの改善状況を公開する場合、要綱第10条第2項に規定する改善結果報告書(以下「報告書」という。)を受領した後に、公開する情報を概略書に取りまとめ、あらかじめ、報告書を提出した社会福祉法人に送付するものとする。

2 改善状況は、報告書に基づき、概略書中、改善状況欄に改善済、改善中又は未改善と掲載するものとする。

3 前項の改善済とは指摘に対する改善が完了したことをいい、改善中とは指摘に対する改善に着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいい、未改善とは指摘に対する改善の意思がない又は正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書を提出しないことをいう。

(疑義に対する申出)

第7条 概略書の送付を受けた社会福祉法人は、公開する情報について疑義があるときは、概略書が到達した日から60日以内に市長にその旨を文書で申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、速やかに訂正の必要性について審査を行い、その結果を社会福祉法人に通知した上で公開するものとする。

(改善状況の変更)

第8条 市長は、要綱第11条の報告を受けたときは、速やかに報告の内容を確認し、必要に応じて公開する情報を修正しなければならない。

(非公開情報の取扱い)

第9条 伊勢原市情報公開条例(平成15年伊勢原市条例第21号)第6条に規定する非公開情報に該当する情報は、公開しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

指導監査結果概略書

1 法人の概要

法人名称		
所在地		
電話番号(代表)		
代表者		
役員	理事	
	監事	
実施事業 (社会福祉事業のみ)		

2 設置運営する施設の概要

施設の種類	施設名	事業開始年月日	所在地	定員

3 法人指導監査結果の概略

施設名			
実施年月日		実施区分	
文書指摘の内容			改善状況